

令和7年度 第3回 福岡市地域公共交通会議

日 時：令和7年12月1日（月）10時30分～
会 場：エルガーラホール 7階 会議室1

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- 1) 大野城市コミュニティバス「まどか号」の福岡市内への乗り入れについて
- 2) 曲渕線乗合タクシーのダイヤ改正について
- 3) 生活交通に関する取組み状況について

3 閉 会

福岡市地域公共交通会議 委員等名簿

五十音順

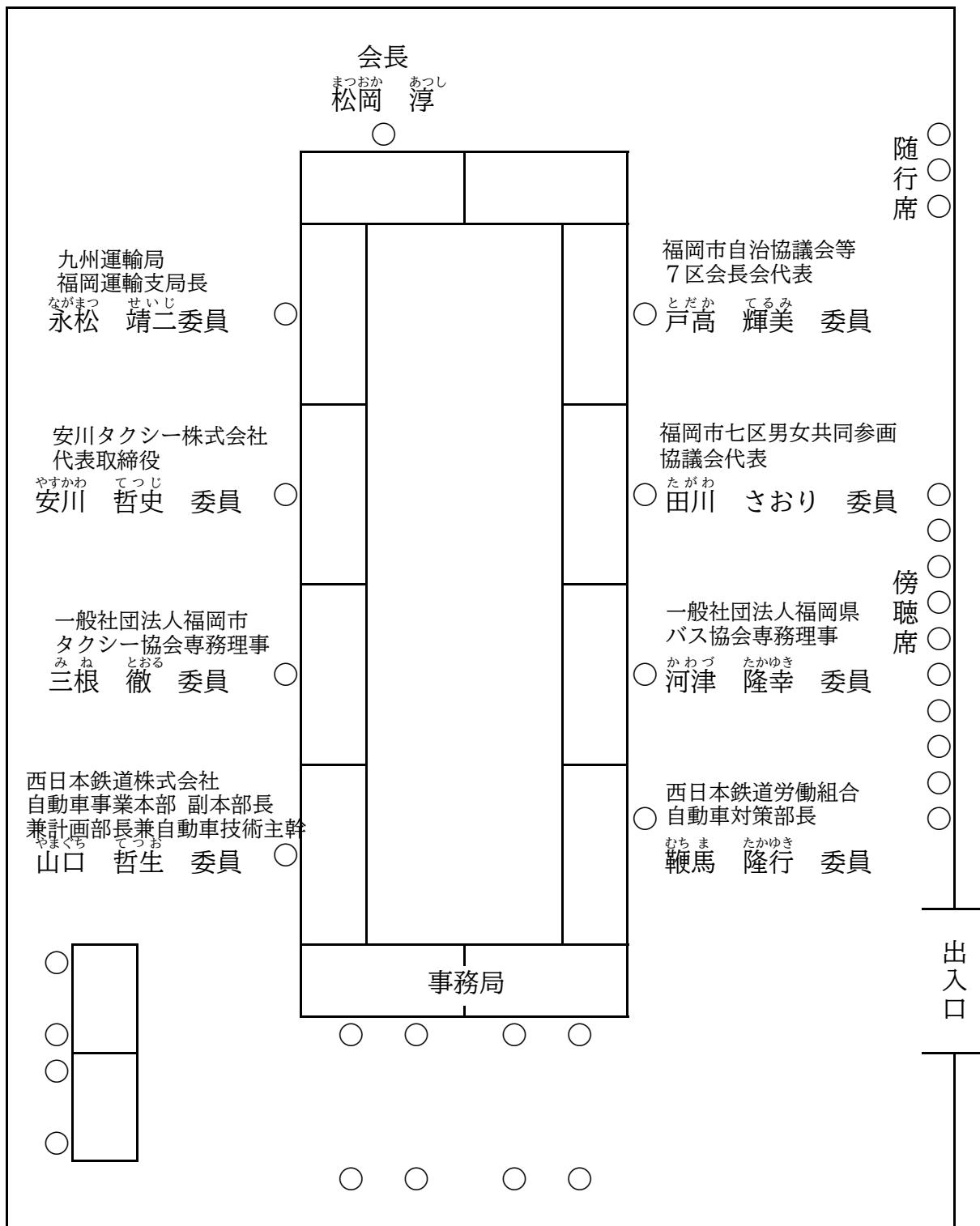
所 属	氏 名	備考
一般社団法人 福岡県バス協会 専務理事	かわづ たかゆき 河津 隆幸	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	たがわ さおり 田川 さおり	
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	とだか てるみ 戸高 輝美	
九州運輸局 福岡運輸支局長	ながまつ せいじ 永松 靖二	
一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事	みね とおる 三根 徹	
西日本鉄道労働組合 自動車対策部長	むちま たかゆき 鞭馬 隆行	
安川タクシー株式会社 代表取締役	やすかわ てつじ 安川 哲史	
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 副本部長兼計画部長兼自動車技術主幹	やまぐち てつお 山口 哲生	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	

事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課長	なかむら みつのぶ 中村 充伸	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 企画調整係長	なかむら よしひで 中村 嘉秀	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第1係長	つつい しゅんぺい 筒井 峻平	
福岡市 住宅都市みどり局 都市計画部 地域交通課 公共交通支援第2係長	ながの たかゆき 長野 貴之	

令和7年度 第3回 福岡市地域公共交通会議 座席表

日時：令和7年12月1日（月）10時30分から
会場：エルガーラホール 7階 会議室1



今回の議題の位置づけについて

今回の福岡市地域公共交通会議では、道路運送法に基づく協議及び、条例に基づく生活交通の確保のための施策に関する協議を行う。

■道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。

ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

■地域公共交通会議の設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

1. 地域公共交通会議の目的 地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項、その他一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関し必要となる事項を協議するため設置するものとし、地域の需要に即した運送サービスが提供されることにより地域住民の交通利便の確保・向上に寄与するよう努めるものとする。

■公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（抜粋）

第3章 福岡市地域公共交通会議

第12条 この条例の適正な運用を図るため、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

2 交通会議は、次に掲げる事項について、調査、協議及び関係者の意見の調整の事務を行う。

（1）生活交通の在り方に関する事項

（2）特別対策区域に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、市民の生活交通の確保に関し市長が必要と認める事項

3 交通会議は、道路運送法に基づく地域公共交通会議を兼ねるものとし、前項の事務のほか、同法に定められた協議を行う。

4 交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

● 議題1・3

● 議題2

■福岡市地域公共交通会議規則（抜粋）

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

○福岡市地域公共交通会議規則

平成22年12月27日

規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例(平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。)第12条第4項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通会議の組織)

第2条 交通会議は、会長及び委員19人以内で組織する。

(会長)

第3条 会長は、住宅都市みどり局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条の2に規定するところにより、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき等は、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 前条の規定による委員のほか、特別の事項について調査、協議及び関係者の意見の調整の事務(以下「調査等の事務」という。)を行うため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項についての調査等の事務が終了したときは、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議の会議は、条例第9条第2項の規定により、市長が交通会議の意見を聴くときその他会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 3 交通会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 会長が必要と認めるときは、道路運送法(昭和26年法律第183号)に定められた協議を行うため交通会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が選任する。
 - (1) 本市の住民
 - (2) 関係事業者の職員
 - (3) 本市の職員
 - (4) その他幹事会の運営上必要と認められる者

(交通会議の庶務)

第8条 交通会議の庶務は、住宅都市みどり局都市計画部地域交通課において処理する。

(平成24規則112・平成26規則89・平成28規則43・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年12月28日から施行する。

附 則(平成24年8月16日規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第89号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日規則第43号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日規則第41号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に關係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第4条の2第4号に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の關係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市みどり局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。
この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。
この要綱は、令和4年 9月20日から施行する。
この要綱は、令和6年2月26日から施行する。
この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

大野城市コミュニティバス 「まどか号」の福岡市内への 乗り入れについて

大野城市コミュニティバス「まどか号」の福岡市内への乗り入れについて

1. 趣旨

大野城市内において、西日本鉄道株式会社が運行するコミュニティバス「まどか号」については、市内の北・東地区を中心に仲畠・乙金・大城・東部の4ルートで運行している。
(参考 1)

このうち、北地区を走る仲畠ルートについては、1便当たりの平均利用者数が他のルートと比較し少なくなっていることから、利用者数を増やす取組みが必要となっている。

そこで、同ルートにおける朝夕の通勤・通学時間帯の利便性を高め、利用者数の増加を図ることを目的とし、西鉄大牟田線桜並木駅（福岡市内）への乗り入れについて本会議に諮るもの。（参考 2・3）

2. 運行計画案

- (1) 運行事業者 西日本鉄道株式会社
- (2) 運行の態様 路線定期運行（道路運送法施行規則第3条の3第1号）
- (3) 運行車両 小型バス（定員 33名※乗務員除く）



- (4) 運行ルート 仲畠ルート・乙金ルート・東部ルート・大城ルートがあり、このうち、仲畠ルートの内容を以下のとおり一部変更する。

○平日の朝の第1～3便および夕方の第13～15便の計6便について、
桜並木駅への乗り入れを行う。（参考4～6）

※便数の維持及び速達性向上のため、朝の第1～3便に限り、山田3丁目バス停、御笠の森入口バス停、山田一丁目バス停には停車しない。

- (5) 運行本数 15便（平日・仲畠ルートのみ）
- (6) バス停 2箇所新設（仲島公民館前、西鉄桜並木駅前※バス停名称未定）
- (7) 運賃

種類		額および適用方法
運賃	大人 6歳以上（小学生以上）	100円
	幼児（未就学児） 0歳以上6歳未満	無料 ※保護者同伴に限り3名まで
決済手段	現金	乗車時
	交通系 IC カード	乗車時（2回タッチ）
	回数券	乗車時

(8) 運行見直し予定日

令和8年4月下旬

(9) 協議状況

- ・道路管理者…博多区役所(11月6日)
- ・警察…春日警察署(8月8日)、博多警察署(9月5日)
- ・地域…北地区コミュニティ運営協議会(11月13日)
福岡市博多区那珂南自治協議会(11月18日)

上記の通り協議・了承済み。

3. 議決事項

- ・事業計画の変更
- ・処理期間の短縮

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

○道路運送法上の手続き

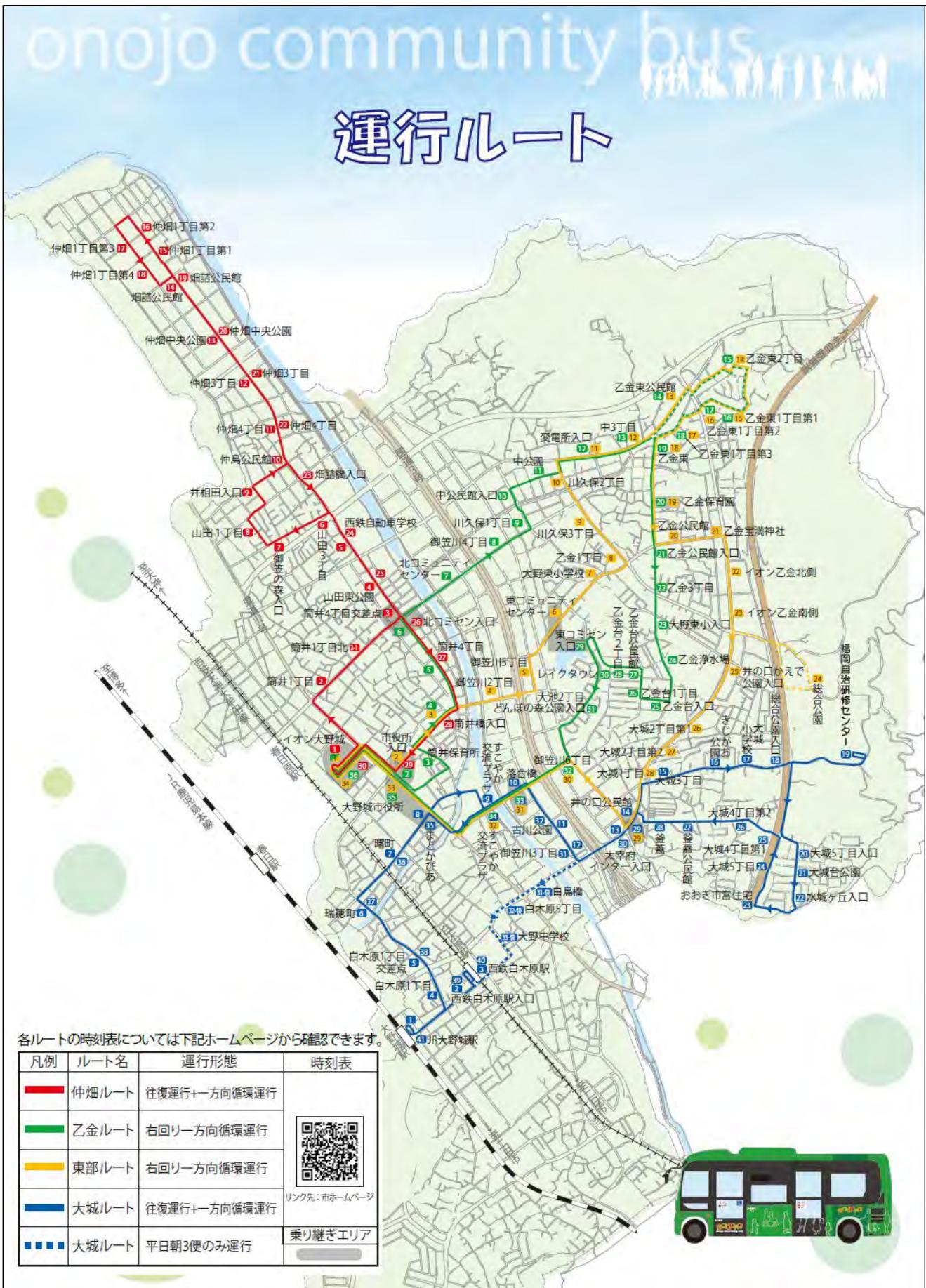
【議決が必要な項目】処理期間の短縮

→協議を調えることにより、認可申請の標準処理期間を3ヶ月間から2ヶ月間に短縮する
ことが可能。

4. その他

- ・複数市を跨ぐ運行となるため、大野城市の地域公共交通会議にも諮られるもの(12月8日)であり、第3項の議決事項については、同市公共交通会議にて協議が整ったうえで適用されるもの。

(参考1) 「まどか号」運行ルート



(参考2) 「まどか号」運行ルート別利用実績（令和6年度）

(単位:人、便)

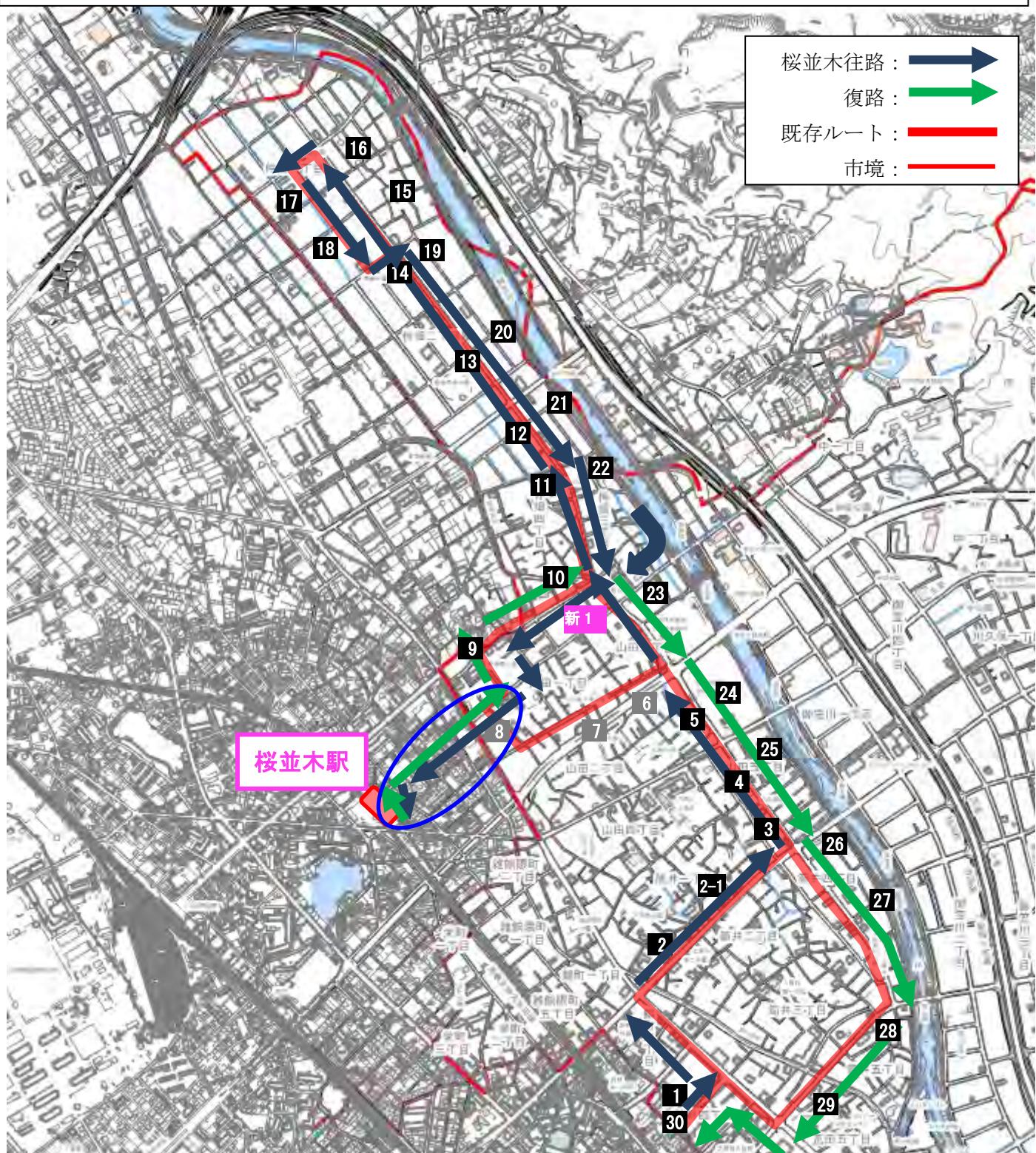
	仲畠ルート	乙金ルート	大城ルート	東部ルート	全ルート
利用者数	54,128	137,373	147,317	41,475	380,293
便数	6,666	9,328	9,088	3,274	28,356
1便あたり 平均 (人/便)	8.12	14.73	16.21	12.67	13.41

(参考3) 桜並木駅への利用意向

○令和5年度市民アンケート調査

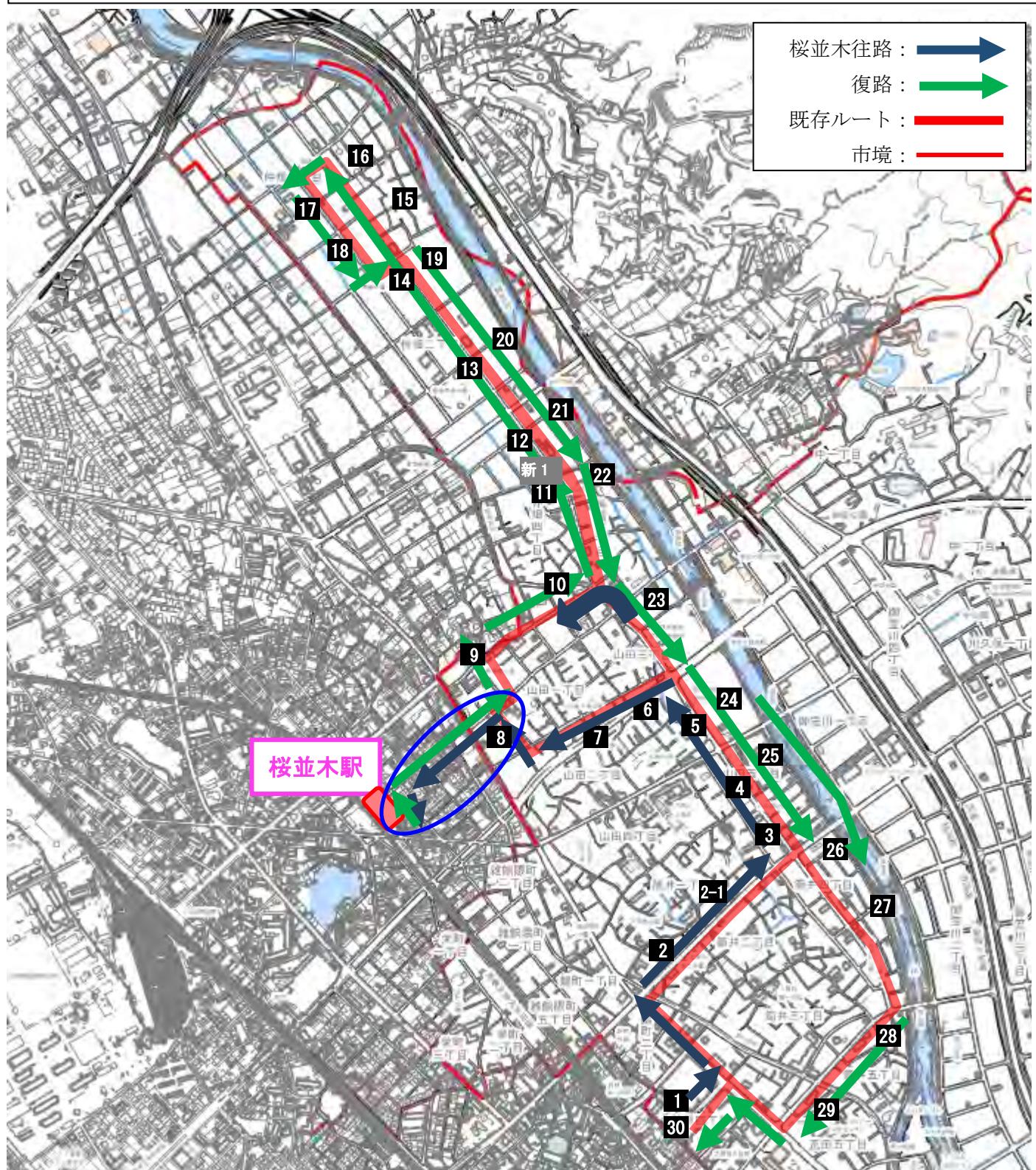
	北地区	東地区	中央地区	南地区
利用する	22.8%	2.6%	4.2%	2.3%
バス接続が便利に なれば利用する	10.1%	14.3%	2.0%	5.3%
利用しない	52.9%	56.1%	68.3%	70.3%
わからない	14.2%	27.0%	25.5%	22.1%

桜並木駅 イオン発 朝ルート1・2・3便



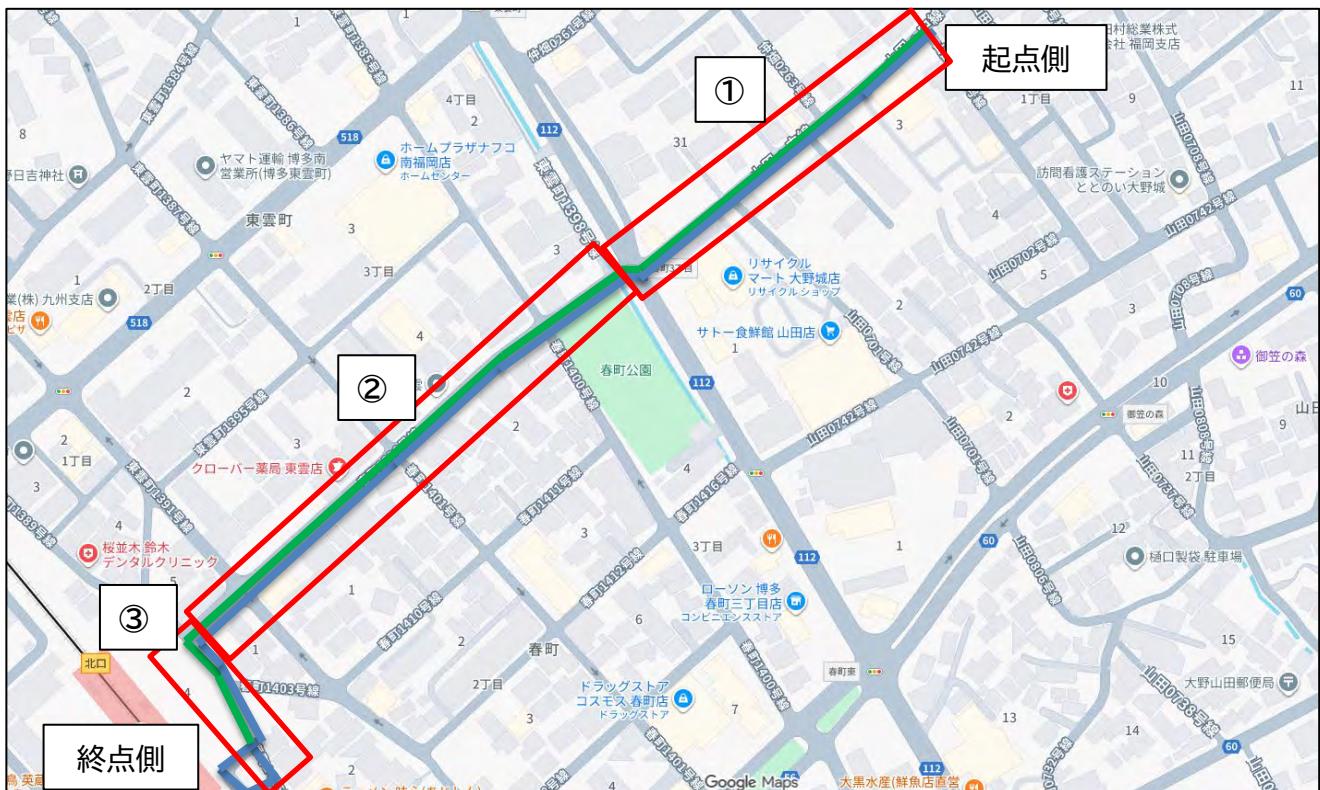
(参考5)

桜並木駅 イオン発 夕方ルート 13~15便



運行ルート
1~8⇒桜並木⇒9⇒10⇒11~30

(参考6)追加ルート部分詳細



○起終点

起点:福岡県大野城市仲畑4丁目27番

終点:福岡県福岡市博多区竹丘町三丁目4番1号

○キロ程

キロ程(起点～終点):660m

○道路情報

①名称:山田・中線

種別:市町村道 その他

道路管理者: 大野城市

②名称:春町 1399 号線

種別:市町村道 その他

道路管理者:福岡市博多区

③名称:春町 1415 号線

種別:市町村道 その他

道路管理者:福岡市博多区

まどか号時刻表

◆仲烟ルート(平日)

No.	停 留 所 名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	停 留 所 名	No.
1	イオン大野城	07:00	07:20	08:15	09:20	10:05	11:00	12:05	13:20	14:20	15:00	15:55	16:40	17:45	18:20	イオン大野城	1
2	鶴井1丁目	07:01	07:21	08:16	09:21	10:06	11:01	12:06	13:21	14:21	15:01	15:56	16:41	17:46	18:21	鶴井1丁目	2
2-1	鶴井1丁目北	07:02	07:22	08:17	09:22	10:07	11:02	12:07	13:22	14:22	15:02	15:57	16:42	17:47	18:22	鶴井1丁目北	2-1
3	鶴井4丁目交差点	07:03	07:23	08:18	09:23	10:08	11:03	12:08	13:23	14:23	15:03	15:58	16:43	17:48	18:23	鶴井4丁目交差点	3
4	山田東公園	07:03	07:23	08:18	09:23	10:08	11:03	12:08	13:23	14:23	15:03	15:58	16:43	17:48	18:23	山田東公園	4
5	西鉄自動車学校	07:04	07:24	08:19	09:24	10:09	11:04	12:09	13:24	14:24	15:04	15:59	16:44	17:49	18:24	西鉄自動車学校	5
6	山田3丁目	07:05	07:25	08:20	09:25	10:10	11:05	12:10	13:25	14:25	15:05	16:00	16:45	17:50	18:25	山田3丁目	6
7	御室の森入口	07:05	07:25	08:20	09:25	10:10	11:05	12:10	13:25	14:25	15:05	16:00	16:45	17:50	18:25	御室の森入口	7
8	山田1丁目	07:06	07:26	08:21	09:26	10:11	11:06	12:11	13:26	14:26	15:06	16:01	16:46	17:51	18:26	山田1丁目	8
9	井相田入口	07:07	07:27	08:22	09:27	10:12	11:07	12:12	13:27	14:27	15:07	16:02	16:47	17:52	18:27	井相田入口	9
10	仲島公園館	07:08	07:28	08:23	09:28	10:13	11:08	12:13	13:28	14:28	15:08	16:03	16:48	17:53	18:28	仲島公園館	10
11	仲烟4丁目	07:08	07:29	08:24	09:29	10:14	11:09	12:14	13:29	14:29	15:09	16:04	16:49	17:54	18:29	仲烟4丁目	11
12	仲烟3丁目	07:10	07:30	08:25	09:30	10:15	11:10	12:15	13:30	14:30	15:10	16:05	16:50	17:55	18:30	仲烟3丁目	12
13	仲烟中央公園	07:11	07:31	08:26	09:31	10:16	11:11	12:16	13:31	14:31	15:11	16:06	16:51	17:56	18:31	仲烟中央公園	13
14	煙筋公園	07:12	07:32	08:27	09:32	10:17	11:12	12:17	13:32	14:32	15:12	16:07	16:52	17:57	18:32	煙筋公園	14
15	仲烟1丁目第1	07:12	07:32	08:27	09:32	10:17	11:12	12:17	13:32	14:32	15:12	16:07	16:52	17:57	18:32	仲烟1丁目第1	15
16	仲烟1丁目第2	07:13	07:33	08:28	09:33	10:18	11:13	12:18	13:33	14:33	15:13	16:08	16:53	17:58	18:33	仲烟1丁目第2	16
17	仲烟1丁目第3	07:14	07:34	08:29	09:34	10:19	11:14	12:19	13:34	14:34	15:14	16:09	16:54	17:59	18:34	仲烟1丁目第3	17
18	仲烟1丁目第4	07:15	07:35	08:30	09:35	10:20	11:15	12:20	13:35	14:35	15:15	16:10	16:55	18:00	18:35	仲烟1丁目第4	18
19	煙筋公園館	07:16	07:36	08:31	09:36	10:21	11:16	12:21	13:36	14:36	15:16	16:11	16:56	18:01	18:36	煙筋公園館	19
20	仲烟中央公園	07:17	07:37	08:32	09:37	10:22	11:17	12:22	13:37	14:37	15:17	16:12	16:57	18:02	18:37	仲烟中央公園	20
21	仲烟3丁目	07:18	07:38	08:33	09:38	10:23	11:18	12:23	13:38	14:38	15:18	16:13	16:58	18:03	18:38	仲烟3丁目	21
22	仲烟4丁目	07:19	07:39	08:34	09:39	10:24	11:19	12:24	13:39	14:39	15:19	16:14	16:59	18:04	18:39	仲烟4丁目	22
23	煙筋構入口	07:20	07:40	08:35	09:40	10:25	11:20	12:25	13:40	14:40	15:20	16:15	17:00	18:05	18:40	煙筋構入口	23
24	西鉄自動車学校	07:21	07:41	08:36	09:41	10:26	11:21	12:26	13:41	14:41	15:21	16:16	17:01	18:06	18:41	西鉄自動車学校	24
25	山田東公園	07:22	07:42	08:37	09:42	10:27	11:22	12:27	13:42	14:42	15:22	16:17	17:02	18:07	18:42	山田東公園	25
26	北コミセン入口	07:23	07:43	08:38	09:43	10:28	11:23	12:28	13:43	14:43	15:23	16:18	17:03	18:08	18:43	北コミセン入口	26
27	鶴井4丁目	07:24	07:44	08:39	09:44	10:29	11:24	12:29	13:44	14:44	15:24	16:19	17:04	18:09	18:44	鶴井4丁目	27
28	鶴井構入口	07:25	07:45	08:40	09:45	10:30	11:25	12:30	13:45	14:45	15:25	16:20	17:05	18:10	18:45	鶴井構入口	28
29	市役所入口	07:27	07:47	08:42	09:47	10:32	11:27	12:32	13:47	14:47	15:27	16:22	17:07	18:12	18:47	市役所入口	29
30	イオン大野城	07:32	07:52	08:47	09:52	10:37	11:32	12:37	13:52	14:52	15:32	16:27	17:12	18:17	18:52	イオン大野城	30

曲渕線乗合タクシーの ダイヤ改正について

曲渕線乗合タクシーのダイヤ改正について

1. 趣旨

早良区南部地域を運行する脇山支線は、平成21年3月に運行事業者から廃止の申し出があり、これに伴い飯場、曲渕、石釜、西、椎原の各地区が公共交通空白地となることから、平成22年4月より運行経費に補助することで代替交通を確保しており、平成30年3月及び令和4年10月に運行内容見直しを行っている。

そのうち、令和4年10月に導入した「曲渕線乗合タクシー」は、車両を小型化し、新たに集落内へバス停を設置するなど、地域の実情に応じた運行見直しを行ってきたが、今回、買い物や通院などに伴う移動の利便性向上を図るため、運行時刻の変更について本会議に諮るもの。

(経緯)

- ・平成22年4月 代替交通の運行開始（西日本鉄道株）
- ・平成30年3月 運行内容見直し（バスルート変更、大字西地区乗合タクシー導入）
- ・令和4年10月 運行内容見直し（曲渕線乗合タクシー導入）

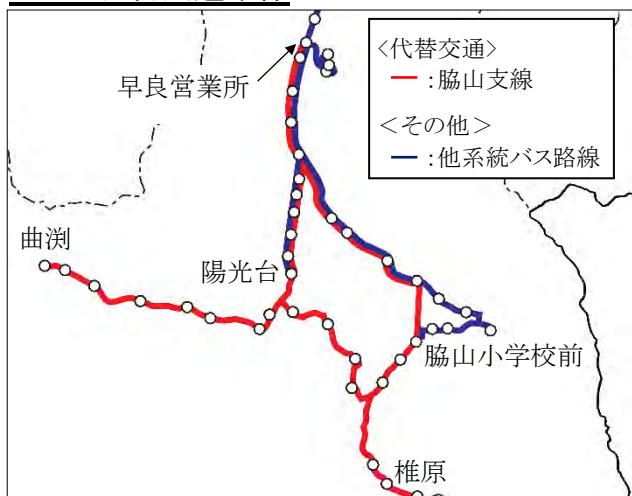
2. 曲渕線乗合タクシーの路線概要

- ・運行開始日 令和4年10月1日～
- ・運行事業者 飯倉タクシー株式会社
- ・運行の態様 路線定期運行（道路運送法施行規則第3条の3第1号）
- ・運行ルート 飯場～野河内渓谷入口～曲渕～唐の原～早良営業所
- ・運行本数 平日19便、土日祝14便（陽光台～曲渕）
- ・運行車両 ジャンボタクシー車両1台（定員9名）
- ・運賃 費 150円～300円 ※小学生、障がい者：半額、乳幼児：無料
- ・利用者数 10,445人（令和6年度実績）

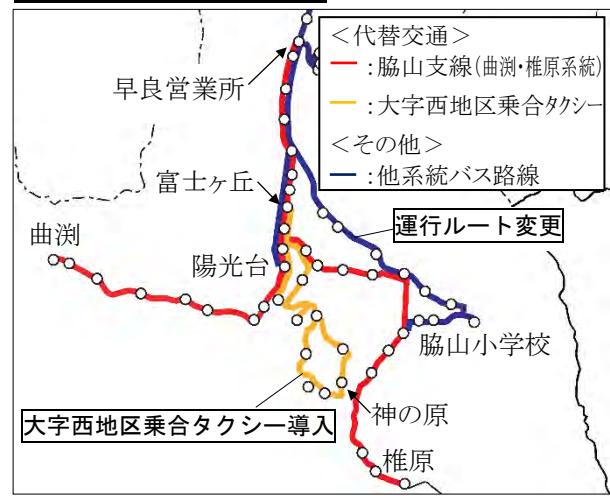


【参考①】脇山支線の変遷

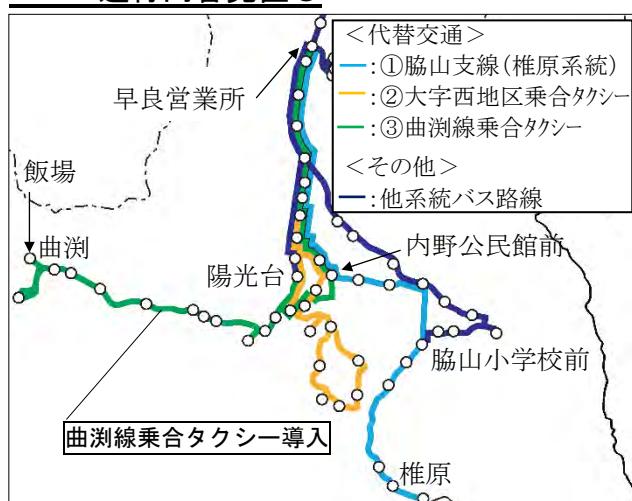
H22.4 代替交通確保



H30.3 運行内容見直し



R4.10 運行内容見直し



【参考②】沿線地区の状況

人口 15,795名

世帯数 7,463世帯 [脇山、内野、曲渕、早良、入部校区の一部の値]

高齢化率 38.0% (福岡市全体 22.3%)

※令和6年9月末現在 住民基本台帳による)

3. 運行時刻の変更について

(1) 協議状況

- ・地域より、飯場・唐の原バス停において、買い物等に行く時間帯の便数を増やして欲しいとの意見があったため、令和7年3月にバス連絡協議会を開催し、曲渕線乗合タクシーの運行時刻変更について検討を進めることで合意
- ・上記を踏まえ、交通事業者である飯倉タクシーと協議のうえ、運行時刻変更案を作成し、令和7年8月開催のバス連絡協議会で合意

○主な変更内容 ※平日のみ

- ①第6便を飯場および唐の原バス停経由とする
- ②西鉄バスとの乗り継ぎ利便性向上のため、第1便の時刻調整を合わせて実施

(2) 運行内容見直し概要

- ・運行見直し予定日 令和8年4月1日～
- ・時刻表 平日のみ変更（土日祝は変更なし）
- ・運行事業者 飯倉タクシー株式会社
- ・運行の態様 路線定期運行（道路運送法施行規則第3条の3第1号）
- ・運行ルート 飯場～野河内渓谷入口～曲渕～唐の原～早良営業所
- ・運行本数 平日19便、土日祝14便（陽光台～曲渕）
- ・運行車両 ジャンボタクシー車両1台（定員9名）
- ・運賃 150円～300円 ※小学生、障がい者：半額、乳幼児：無料

変更なし

4. 議決事項

- ・事業計画の変更（運行時刻の変更）
- ・処理期間の短縮

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）

○道路運送法上の手続き

【議決が必要な項目】処理期間の短縮

→協議を調えることにより、認可申請の標準処理期間を2ヶ月間から1ヶ月間に短縮することが可能。

※なお、今後、運行時刻の変更を行う場合は、「早良南部地域バス連絡協議会」にて合意の上、交通事業者が福岡運輸支局に届出を行った後、地域公共交通会議にて、結果を事務局より報告するものとする。

5. 今後の進め方

令和8年4月1日からの運行内容の見直しに向け、関係者と協議・検討を進めていく。

6. 時刻表

(現行)

○曲渕 ⇒ 早良営業所 (早良営業所方面行)

運行 バス停名	平日									
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	
飯場		7:30	8:50	10:20	11:45		15:15			—
野河内渓谷入口		7:33	8:53	10:23	11:48		15:18			—
曲渕	7:00	7:35	8:55	10:25	11:50	14:10	15:20	17:05	18:15	—
大谷口	7:01	7:36	8:56	10:26	11:51	14:11	15:21	17:06	18:16	—
水源池前	7:02	7:37	8:57	10:27	11:52	14:12	15:22	17:07	18:17	—
上石釜	7:03	7:38	8:58	10:28	11:53	14:13	15:23	17:08	18:18	—
中石釜	7:04	7:39	8:59	10:29	11:54	14:14	15:24	17:09	18:19	—
石釜公民館前	7:04	7:39	8:59	10:29	11:54	14:14	15:24	17:09	18:19	—
下の畑	7:05	7:40	9:00	10:30	11:55	14:15	15:25	17:10	18:20	—
唐の原	—	7:43	9:03	10:33	11:58	—	15:28	—	—	—
多々良瀬	7:06	7:44	9:04	10:34	11:59	14:16	15:29	17:11	18:21	—
古賀	7:07	7:45	9:05	10:35	12:00	14:17	15:30	17:12	18:22	—
陽光台	7:09	7:47	9:07	10:37	12:02	14:19	15:32	17:14	18:24	—
内野小学校前		7:49	9:09	10:39	12:04	14:21	15:34	17:16	18:26	—
内野公民館前		7:51	9:11	10:41	12:06	14:23	15:36	17:18	18:28	—
内野二丁目		7:53	9:13	10:43	12:08	14:25	15:38	17:20	18:30	—
内野		7:54	9:14	10:44	12:09	14:26	15:39	17:21	18:31	—
富士ヶ丘		7:55	9:15	10:45	12:10	14:27	15:40	17:22	18:32	—
平尾新町		7:55	9:15	10:45	12:10	14:27	15:40	17:22	18:32	—
早良公民館前		7:56	9:16	10:46	12:11	14:28	15:41	17:23	18:33	—
早良平尾		7:56	9:16	10:46	12:11	14:28	15:41	17:23	18:33	—
東入部第二		7:57	9:17	10:47	12:12	14:29	15:42	17:24	18:34	—
東入部第一		7:58	9:18	10:48	12:13	14:30	15:43	17:25	18:35	—
三郎丸		7:59	9:19	10:49	12:14	14:31	15:44	17:26	18:36	—
早良営業所		7:59	9:19	10:49	12:14	14:31	15:44	17:26	18:36	—

○早良営業所 ⇒ 曲渕 (曲渕方面行)

運行 バス停名	平日									
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
早良営業所		8:05	9:30	11:00	13:00	14:40	15:50	17:35	18:45	19:45
三郎丸		8:06	9:31	11:01	13:01	14:41	15:51	17:36	18:46	19:46
東入部第一		8:07	9:32	11:02	13:02	14:42	15:52	17:37	18:47	19:47
東入部第二		8:08	9:33	11:03	13:03	14:43	15:53	17:38	18:48	19:48
早良平尾		8:09	9:34	11:04	13:04	14:44	15:54	17:39	18:49	19:49
早良公民館前		8:10	9:35	11:05	13:05	14:45	15:55	17:40	18:50	19:50
平尾新町		8:10	9:35	11:05	13:05	14:45	15:55	17:40	18:50	19:50
富士ヶ丘		8:11	9:36	11:06	13:06	14:46	15:56	17:41	18:51	19:51
内野		8:12	9:37	11:07	13:07	14:47	15:57	17:42	18:52	19:52
内野二丁目		8:13	9:38	11:08	13:08	14:48	15:58	17:43	18:53	19:53
内野公民館前		8:15	9:40	11:10	13:10	14:50	16:00	17:45	18:55	19:55
内野小学校前		8:17	9:42	11:12	13:12	14:52	16:02	17:47	18:57	19:57
陽光台	7:09	8:19	9:44	11:14	13:14	14:54	16:04	17:49	18:59	19:59
古賀	7:11	8:21	9:46	11:16	13:16	14:56	16:06	17:51	19:01	20:01
多々良瀬	7:12	8:22	9:48	11:18	13:18	14:57	16:07	17:52	19:02	20:02
唐の原	—	—	9:50	11:20	13:20	—	16:09	17:54	—	—
下の畑	7:13	8:23	9:51	11:21	13:21	14:58	16:10	17:55	19:03	20:03
石釜公民館前	7:14	8:24	9:52	11:22	13:22	14:59	16:11	17:56	19:04	20:04
中石釜	7:14	8:24	9:52	11:22	13:22	14:59	16:11	17:56	19:04	20:04
上石釜	7:15	8:25	9:53	11:23	13:23	15:00	16:12	17:57	19:05	20:05
水源池前	7:16	8:26	9:54	11:24	13:24	15:01	16:13	17:58	19:06	20:06
大谷口	7:16	8:26	9:54	11:24	13:24	15:01	16:13	17:58	19:06	20:06
曲渕	7:18	8:28	9:56	11:26	13:26	15:03	16:15	18:00	19:08	20:08
野河内渓谷入口			9:58	11:28	13:28		16:17	18:02		
飯場			10:01	11:31	13:31		16:20	18:05		

(改正案)

○曲渕 ⇒ 早良営業所 (早良営業所方面行)

バス停名	運行便										
	② 1便	2便	3便	4便	5便	6便 ①	7便	8便	9便	10便	
飯場		7:20	8:40	10:10	11:35	14:00	15:20				—
野河内渓谷入口		7:23	8:43	10:13	11:38	14:03	15:23				—
曲渕	6:50	7:25	8:45	10:15	11:40	14:05	15:25	17:10	18:20		—
大谷口	6:51	7:26	8:46	10:16	11:41	14:06	15:26	17:11	18:21		—
水源池前	6:52	7:27	8:47	10:17	11:42	14:07	15:27	17:12	18:22		—
上石釜	6:53	7:28	8:48	10:18	11:43	14:08	15:28	17:13	18:23		—
中石釜	6:54	7:29	8:49	10:19	11:44	14:09	15:29	17:14	18:24		—
石釜公民館前	6:54	7:29	8:49	10:19	11:44	14:09	15:29	17:14	18:24		—
下の畑	6:55	7:30	8:50	10:20	11:45	14:10	15:30	17:15	18:25		—
唐の原	—	7:33	8:53	10:23	11:48	14:13	15:33	—	—		—
多々良瀬	6:56	7:34	8:54	10:24	11:49	14:14	15:34	17:16	18:26		—
古賀	6:57	7:35	8:55	10:25	11:50	14:15	15:35	17:17	18:27		—
陽光台	6:59	7:37	8:57	10:27	11:52	14:17	15:37	17:19	18:29		—
内野小学校前		7:39	8:59	10:29	11:54	14:19	15:39	17:21	18:31		—
内野公民館前		7:41	9:01	10:31	11:56	14:21	15:41	17:23	18:33		—
内野二丁目		7:43	9:03	10:33	11:58	14:23	15:43	17:25	18:35		—
内野		7:44	9:04	10:34	11:59	14:24	15:44	17:26	18:36		—
富士ヶ丘		7:45	9:05	10:35	12:00	14:25	15:45	17:27	18:37		—
平尾新町		7:45	9:05	10:35	12:00	14:25	15:45	17:27	18:37		—
早良公民館前		7:46	9:06	10:36	12:01	14:26	15:46	17:28	18:38		—
早良平尾		7:46	9:06	10:36	12:01	14:26	15:46	17:28	18:38		—
東入部第二		7:47	9:07	10:37	12:02	14:27	15:47	17:29	18:39		—
東入部第一		7:48	9:08	10:38	12:03	14:28	15:48	17:30	18:40		—
三郎丸		7:49	9:09	10:39	12:04	14:29	15:49	17:31	18:41		—
早良営業所		7:49	9:09	10:39	12:04	14:29	15:49	17:31	18:41		—

○早良営業所 ⇒ 曲渕 (曲渕方面行)

バス停名	運行便										
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	
早良営業所		7:55	9:20	10:50	12:50	14:38	15:55	17:40	18:50	19:50	
三郎丸		7:56	9:21	10:51	12:51	14:39	15:56	17:41	18:51	19:51	
東入部第一		7:57	9:22	10:52	12:52	14:40	15:57	17:42	18:52	19:52	
東入部第二		7:58	9:23	10:53	12:53	14:41	15:58	17:43	18:53	19:53	
早良平尾		7:59	9:24	10:54	12:54	14:42	15:59	17:44	18:54	19:54	
早良公民館前		8:00	9:25	10:55	12:55	14:43	16:00	17:45	18:55	19:55	
平尾新町		8:00	9:25	10:55	12:55	14:43	16:00	17:45	18:55	19:55	
富士ヶ丘		8:01	9:26	10:56	12:56	14:44	16:01	17:46	18:56	19:56	
内野		8:02	9:27	10:57	12:57	14:45	16:02	17:47	18:57	19:57	
内野二丁目		8:03	9:28	10:58	12:58	14:46	16:03	17:48	18:58	19:58	
内野公民館前		8:05	9:30	11:00	13:00	14:48	16:05	17:50	19:00	20:00	
内野小学校前		8:07	9:32	11:02	13:02	14:50	16:07	17:52	19:02	20:02	
陽光台	6:59	8:09	9:34	11:04	13:04	14:52	16:09	17:54	19:04	20:04	
古賀	7:01	8:11	9:36	11:06	13:06	14:54	16:11	17:56	19:06	20:06	
多々良瀬	7:02	8:12	9:38	11:08	13:08	14:55	16:12	17:57	19:07	20:07	
唐の原	—	—	9:40	11:10	13:10	14:57	16:14	17:59	—	—	
下の畑	7:03	8:13	9:41	11:11	13:11	14:58	16:15	18:00	19:08	20:08	
石釜公民館前	7:04	8:14	9:42	11:12	13:12	14:59	16:16	18:01	19:09	20:09	
中石釜	7:04	8:14	9:42	11:12	13:12	14:59	16:16	18:01	19:09	20:09	
上石釜	7:05	8:15	9:43	11:13	13:13	15:00	16:17	18:02	19:10	20:10	
水源池前	7:06	8:16	9:44	11:14	13:14	15:01	16:18	18:03	19:11	20:11	
大谷口	7:06	8:16	9:44	11:14	13:14	15:01	16:18	18:03	19:11	20:11	
曲渕	7:08	8:18	9:46	11:16	13:16	15:03	16:20	18:05	19:13	20:13	
野河内渓谷入口			9:48	11:18	13:18	15:05	16:22	18:07			
飯場			9:51	11:21	13:21	15:08	16:25	18:10			